滋賀県告示第 号

漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和38年農林省令第5号)第70条第2号に規定する小型機船底びき網漁業の制限措置および許可または起業の認可を申請すべき期間を次のとおり定める。

令和7年8月22日

滋賀県知事 三日月 大造

1 制限措置

漁業種類	船舶等の 数または 漁業者の 数	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	操	業	区	域	漁業時期	漁業を営む者の資格
手繰第3種漁	14 隻以下	5	127	近江	大橋の	草津行	き車	8月1日か	滋賀県に住所を有す
業(貝びき網漁		1	キ	線区	分線以	北の琵	琶湖	ら翌年4月	る者
業)		ン	口	(た)	ぎし、タ	削およ	び内	30 日まで	
		以	ワ	湖か	ら琵琶	湖に通	ずる		
		下	ツ	水路を	を除く。)			
			1						
			以						
			下						

² 申請期間 令和7年8月22日から令和7年9月22日まで